



役場職員の執務状況

公表 人事行政の運営状況

町では、人事行政運営の公平性と透明性を高めるため「山田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の勤務条件やサービスの状況などを公表します。なお、職員の給与や職員数などについては、2月1日号の広報で公表済みです。

◆問い合わせ

役場総務課行政担当（☎82-3111内線412）へ。

2 分限および懲戒処分の状況（平成16年度）

(1) 分限処分者数

処 分 事 由	降任	免職	休職	降給	計
心身の故障の場合	—	—	5人	—	5人

注) 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

(2) 懲戒処分者数（行為別）

処分の具体的事由	戒告	減給	停職	免職	訓告等	計
道路交通法違反	—	—	1人	—	—	1人
監督責任	—	—	—	—	2人	2人

(3) 刑事処分者数

平成16年度の該当者はありませんでした。

3 サービスの状況（平成16年度）

すべての職員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力で奉仕しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員研修、職場内研修、通知発令などにより服務規律の順守に努めています。

4 研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況（平成16年度）

研修区分	研修課程名	修了者数
基本研修	吏員研修(初級課程、中級課程、上級課程)、中堅職員研修、係長研修(新任課程、現任課程)、課長補佐新任研修	31人
専門研修	法規事務研修、政策形成講座、政策法務講座	4人
特別研修	市町村アカデミー	1人
その他	町独自研修	100人

(2) 勤務成績判定の実施状況

平成17年度より全職員を対象に勤務評価を行うこととしています。

5 福祉および利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況（平成16年度）

検 診 名	対象職員数	受診者数	受診率
子宮がん検診	58人	27人	46.6%
乳がん検診	58人	42人	72.4%
胸部検診	223人	175人	78.5%
肝臓・胆のう・腎臓検診	181人	129人	71.3%
胃がん検診	181人	120人	66.3%
循環器検診	220人	199人	90.5%

(2) 公務災害補償の状況（平成16年度）

平成16年度の該当者はありませんでした。

1 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（正規の勤務時間）

職員の勤務時間	休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間
職員の勤務時間の割り振り	午前8時30分から午後5時15分まで 休憩時間…午後零時15分から午後1時まで 休憩時間…正午から15分間、午後3時から15分間

(2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況（平成16年度）

総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数	消化率
6,172日	1,351日	156人	8.7日	21.9%

注) 年次休暇は1年につき20日付与されます。上表は一般職員（町長部局に勤務する一般事務職員）の使用状況です。

(3) 特別休暇の導入状況（平成17年度）

種 類	付 与 日 数
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5日の範囲内の期間
結婚休暇	連続する7日の範囲内の期間
産前休暇	8週間以内に出産する予定である女性職員が請求した場合に、出産の日までの請求した期間
産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
生後1年6カ月に達しない子を育てる職員のその子のための保育時間	1日2回それぞれ1時間の期間
夏季休暇	原則として連続する4日の範囲内の期間（7月～9月）
小学校就学の始期に達するまでの子の看護のための休暇	5日の範囲内の期間

(4) 育児休業及び部分休業の利用状況（平成16年度）

育児休業は最大で3年間取得できます。また、子を養育するための継続的な勤務を促進し、職員の福祉と公務の円滑な遂行を確保するための制度として部分休業の制度を設けており、1日2時間の範囲内で部分休業を取得することができます。

※育児休業中は無給となります。

区 分	人数	承認期間
育 児 休 業	1人	1年超え1年6カ月以下
部 分 休 業	—	—

注) 平成16年度中に新たに取得した職員分です。

(5) 介護休暇の取得状況（平成16年度）

負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子などの介護をするために、6カ月の範囲内で介護休暇を取得することができます。なお平成16年度の取得者はありませんでした。